

# 山口県報

平成17年  
9月16日  
(金曜日)

## 目次

告示

- 新たに生じた土地の確認の届出(宇部市)(市町村課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一
- 保安林予定森林(森林整備課).....二
- 保安林の指定(森林整備課).....二
- 漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意(漁政課).....三
- 特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(河川課).....三
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四
- 公共測量の実施(監理課).....四
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四
- 選管告示
- 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....五

### 山口県告示第四百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、宇部市長から宇部市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年六月十四日確認した旨の届出があった。

平成十七年九月十六日

山口県知事 二井 関成



宇部市大字東岐波字丸尾一八一二の三から同大字大須賀四一三八の一四に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から5の地点までを順次結んだ線、5の地点と6の地点を結ぶ平成十二年八月八日付け指令港湾第二二号の八でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・九二メートル)、6の地点と7の地点を結ぶ平成十年秋分の満潮位(D.L. + 三・六四メートル)における公有水面と陸地との境界線、7の地点と8の地点を結ぶ昭和四十二年九月六日付け指令港湾第七五〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・六八メートル)及び1の地点と8の地点を結ぶ昭和四十四年十一月十三日付け指令港湾第一五九五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・六八メートル)に囲まれた区域の公有水面埋立地一五、六五九・一六平方メートル

- 1の地点 丸尾港防波堤灯台(北緯三三度五八分一一・七六〇秒東經一三一度二一分二二・三〇九秒)から二七〇度五一分三三秒三四九・五九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から九四度二六分三〇秒二四・七三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一四二度四分〇八秒五・九七メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二三二度四分〇七秒二・九九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一四二度〇八分四八秒三五・一メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二三二度二分一七秒四五・三〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四六度二八分二秒二一六・九三メートルの地点
- 8の地点 7の地点から九度一九分〇五秒七六・九八メートルの地点

### 山口県告示第四百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十七年九月十六日

山口県知事 二井 関成

氏名	住所	氏名	住所	指定年月日
佐々木雄一	下関市川中本町一丁目一〇番三八号	山の田整骨院	下関市山の田中央町一番一八号	平成一七、二一

山口県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十七年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大潮字開作三〇四の八、字葉ノ内六〇五の一三五（次の図に示す部分に限る。）、大字鹿野下字金松一三三九、大字中須北字峠二三七三、字芋ヶ峠二三七四、一三七四第一、二三七四第二、三八七〇、三八七一の、字上市井田原三八八四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字鹿野上字坂根一〇八の一、字仁保谷大浴一六〇一の三  
玖珂郡錦町大字大原字小松ヶ浴六〇三の一、字さこの奥六一九の一、六一九の二、字長さこ六二五、字野地ヶ迫九四六、九四七、九四八の一、九五〇、九五一の一  
佐波郡徳地町大字深谷字大西二七から二九まで、三一から三六まで、字中間一八九の、一九〇、大字引谷字山ノ神四八の一、四八の三、字突出し四九から五二まで、大字柚木字木積一〇二七、一〇六四から一〇六七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
玖珂郡錦町大字大原字長さこ六二五・字野地ヶ迫九四六・九四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

佐波郡徳地町大字深谷字中間一八九の一・一九〇・大字引谷字山ノ神四八の一・四八の三・字突出し四九から五二まで・大字柚木字木積一〇二七・一〇六四・一〇六六・一〇六七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十七年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

萩市大字片俣字大持五九九の一（次の図に示す部分に限る。）、五九九の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字佐々並字舞谷東下郷七九〇、川上字道立山三九一九の三三  
 山陽小野田市大字鴨庄字沓岳一九八、二二六の一、二二六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百二二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められた。

平成十七年九月十六日

豊北町加入区

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第五百三三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に

より、夜市川周防高潮対策潮止堰建設工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 夜市川周防高潮対策潮止堰建設工事

(一) 工事場所 (左岸) 周南市御姫町地内  
 (右岸) 周南市羽島二丁目地内

(二) 工事の概要

工	種	数量又は延長
潮止堰下部工	一基	
鋼管杭工	二九一本	
取付護岸工	一四三メートル	

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年九月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合)あつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったものうち直近のもの(以下「経

営事項審査」という。( )の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が八百以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月十六日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十月五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四一三三一六四七)にすること。



(五〇三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年五月六日山口県公告(二五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市

から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年九月十六日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ママポートダイイチ店

所在地 宇部市若松町七番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五〇四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十七年九月十六日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(道路台帳作成)

二 作業の地域

下関市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成十七年九月一日から同年十月三十一日まで

(五〇五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年九月十六日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

二 山陽小野田市大字有帆字外堀  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山陽小野田市大字有帆三八八番地  
河口美津子



山口県選挙管理委員会告示第百三十九号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第  
十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

「医療法人和同会防府温泉病院」を「医療法人和同会防府リハビリテーション病院」  
に改める。

平成十七年九月十六日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）